

平成19年度 第1回

文京区情報公開制度及び
個人情報保護制度運営審議会

日時：平成19年5月29日（火）
午後2時00分～4時00分

場所：庁議室

文京区企画政策部広報課

1 開会

○齋藤広報課長

本日はお忙しいなかお集まりいただき、どうもありがとうございます。只今から、平成19年度第1回目 文京区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会を開催させていただきます。8人中6名の委員にご出席いただいておりますので、条例7条により定足数を充足しております。なお区議会議長及び木元委員が欠席となっております。よろしくお願ひします。

文京区職員の異動がありましたので、ご紹介をさせていただきます。まず企画政策部長の鈴木ですが、4月1日付けで異動しました。その後任に青山が就任しましたが、本日は臨時議会が行われることになりますて、本日は欠席でございます。

また担当職員の玉田が異動しまして、新たに杉岡主事が来ましたので、ご紹介させていただきます。

2 定例報告

○齋藤広報課長

席上に差し替え資料及び追加の資料がありますので、確認をお願いします。それでは18年度の定例報告をさせていただきます。情報公開条例施行規則13条と個人情報保護に関する条例施行規則15条によりまして、毎年5月末までに運用状況を公表することになっております。方法といたしましては、庁舎玄関先及びHP、行政情報センターにて公表する予定になっています。それでは、資料の1から11号ですが、定例報告の内容になっておりますので、順次ご説明させていただきたいと思います。そこで一度切りまして、その他の報告ということで、資料12号以降をご説明したいと思います。なお、概略の説明ということで進めさせていただければと思います。

(資料1号から11号までを説明)

○内山会長

ご質問があれば、おっしゃってください。

資料1号で、非公開の件数が66件とありますけれども、この中には不存在も含むですか。

○齋藤広報課長

はい

○内山会長

資料4・5号で登録業務の廃止となった事業がありますが、そこで保管されていた資料等はどうなるのでしょうか。廃棄されるのですか、それとも保存されるのですか。

○事務局

文書保存年限に従って保存されることになります。

○内山会長

保存はされるけれども、使用はしないということですね。

○中山委員

今回請求件数が倍増していますが、以前はどのような請求があったということが報告事項にあったかと思いますが、今回は件数が増えたということで、無いのですか。

○齋藤広報課長

件数が増えたから割愛したと言う訳ではなく、単に報告が漏れしておりました。それでは特徴的なところを申し上げさせていただきたいと思います。企画政策部が 123 件、 総務部が 73 件、教育委員会が 100 件というところが中核をなしています。たとえば都市計画部では毎年一定数の公開請求がありますが、昨年度に関しては、教育委員会で言えば、文京区の教育ビジョンを出して、それに関する情報公開請求がされたものです。次に企画政策部の関係でいきますと、区の施策として、元町公園への体育館の移設を打ち出したものですから、それに絡む様々な情報公開請求がありました。またそれに伴いまして、総務部の所管する、それに関わる契約関係の資料の情報公開請求が多くありました。

○昆委員

例えば、同じ人が 10 件請求を行ったような場合でも、10 件として報告されているのですか。

○齋藤広報課長

はい。件数で報告しております。同一の人が大量に請求する場合も、出された件数で報告しています。

○中山委員

逆に、同一の文書を多くの人が興味を持って請求した場合も、やはり各件数ということで報告しているのですね。

○齋藤広報課長

はい。そうです。

○内山会長

請求をするときに、名寄せはしていないんですね。例えば私が毎日のように請求していた場合、私が毎日請求していることを、文京区はデータとして収集はしていないのですよね。

○齋藤広報課長

収集しておりません。

○中山委員

同一の文書を複数回請求があった場合、2 回目以降もきっちり審議するのか、1 回目できっちり審議している以上、2 回目以降については、結論が早く出されるのか、どうなるのでしょうか。

○齋藤広報課長

事務的には、1回目に出たときに、所管課長が判断をするのですが、色々議論されて、基本的には即日公開となり、そこで結論が出ていれば、2回目以降については、内部協議は必要ないのかなと思います。

○中山委員

請求件数が倍増していても、皆さんと同じような事項に興味をもって請求したような場合には、もちろん事務の負担は増えるのでしょうかけれども、意思決定に関しては、純粹に倍増するということはないですね。

○齋藤広報課長

そうですね。ただ、同じものに、そう集中しては出でていませんね。やはり同じようなものであっても、微妙に違ったものが多いです。だからこれだけ件数が増えるということは、こちらとしては相当な事務負担になっているということになります。

○池本委員

公開されるものは、即日公開となるのですが、非公開ということは、その時点ですぐ非公開ということになるのですね。

○齋藤広報課長

先程も申し上げたとおり、最初の請求について時間をかけて非公開という結論を出した場合は、2回目については、既に議論はされていますので、即日で非公開という結論を出せることになると思います。

○内山会長

まあ常識的な範囲で、同じ請求であれば、判断が早くなるのは当然ですよね。ただ事情が違ってくる場合もありますよね。時点が違えば公開ができるということもありますから、そのチェックはしますよね。

○齋藤広報課長

時限秘の場合等は、前のときには非公開であっても、その日時を超えていれば公開することになります。もちろん内部は確認をしなければなりませんので、内容的には変更になることもあるかもしれないと思います。

○内山会長

他にはありませんか。なければ、運営状況の報告については、承ったということにさせていただきたいと思います。

それでは、その他の報告ということで、お願ひしたいと思います。

○齋藤広報課長

それでは説明させていただきたいとおもいます。資料の第12号ですが、これは平成18年の不服申し立ての処理状況です。前回の審議会で、情報提供のお話が出まして、今回から報告事項として出させていただいたものです。昨年度は、事件番号としましては36から40までの5件出ておりまして、39までは、処理をしております。40については、現在審

理中でございます。また取り消し訴訟の内容ですが、1件ありますて、これについては現在係争中となっております。内容については、1件1件につき報告していった方がよろしいでしょうか。

○内山会長

1件1件ということではなくていいと思いますか。ただ必ずしもこの表から一目瞭然ではないのですけれども。

○齋藤広報課長

そうしましたら、簡単に個別事案につき、ご説明させていただきたいと思います。

○内山会長

簡単で結構ですので、お願ひします。

○齋藤広報課長

第36・37号事件については非公開としたことは妥当である、という判断が出ています。しかしながら36号は「非公開とした理由の記載が不十分である。」というご指摘を頂いております。やはり審議検討中の情報であっても、相手に対してどのように説明するかというところが不足していると指摘されました。

また38号については、これは調査委託成果物として、1冊の冊子があるのですけれども、これについては内容を判断して、事業スキームの具体的な検討がされている部分については非公開とすることは妥当である。ただ全部非公開ではなく、冊子の中身の出せる部分については公開すべきだという判断を頂いております。

また39号は、アンケート調査結果を非公開としたものでありますて、これは、実施機関が理由に挙げていた審議検討中の情報という非公開要件には該当しないという判断が出たということです。以上です。

○内山会長

そうすると1件は全部開示をして、もう1件は部分開示をしたということがあったということですね。

○齋藤広報課長

はい

○内山会長

取り消し訴訟の方もお願ひします。

○事務局

取り消し訴訟ですが、請求自体は平成17年末にありました。内容としては、建築計画概要書についての情報公開請求でありますて、これについては閲覧制度があり、その制度を利用しない情報公開請求については、条例7条1号に該当し法令秘にあたるという主張をして、現在係争中です。

○齋藤広報課長

それでは、資料第13号についてですが、これは1月にこの審議会で答申をいただいた内

容を整理したものです。次に資料 14 号ですが、これは災害時の要援護者情報の地域提供ということで、全国的に要援護者対策の必要とか、個人情報の取り扱い等が話題になっておりまして、概要だけ説明させていただきたいと思います。

災害時に援助が必要な区民が自らの情報を区に登録し、当該登録情報を区民防災組織等に提供する。登録情報は、氏名・住所・電話番号・性別・生年月日・心身の状況・同居者の有無・地域代行者がある場合はその者の氏名、ということで、高齢者や寝たきりの人や一人暮らしの人身体障害者の方々、こういった方々の援護情報を提供するということで、要綱については 3 月 30 日に施行ですけれども、現在、制度の実施に向けて準備中ということです。

○内山会長

要綱によって、このような事業を実施しようとする計画があると、いうことですね。

○斎藤広報課長

そのとおりです。個人情報保護との観点から、話題となっているわけです。

○内山会長

この審議会との関係ですが、このような個人の情報を、新しくできる区の防災組織に提供することは、外部提供にあたるということになるんですか。

○斎藤広報課長

区民防災組織等の名簿の提供については、災害時の要援護者対策業務の範囲の取扱いう考え方をとりまして、外部提供には当たらないと考えております。

○内山会長

文京区の条例では、収集した目的での使用については、審議会で意見を聞くような外部提供にあたらない。そういう条文立てになっているんですよね。まあ、これもご報告ということで、審議会が意見を申し上げることではありませんが、何かご質問があれば、お願いします。

○中山委員

これは条例の元にある要綱ということで、よろしいんですね。

○斎藤広報課長

文京区防災対策条例に基づく要綱ということで、外部提供にあたらないと判断しています。

○内山会長

要綱自体はこれから作るんですか。

○斎藤広報課長

もう施行されています。

○昆委員

今、目を通しているところですが、これは、審議会に意見を求めるといった性格ではなくて、こういうことを考えているというレベルでいいんですね。

○内山会長

そうです。審議会が説明を受けたということです。

○斎藤広報課長

諮問という形ではなくて、情報提供をさせていただいて、皆さんにこういうことをやつているということをご理解いただく趣旨です。もし、これが審議会で議論すべき内容であるというご意見があれば、それはまた別のレベルのお話になってきます。

○池本委員

個人情報の外部提供は制限された情報が提供されるわけですけれども、私は、これを読んで、外部提供にあたらないという結論でいいのかな、と思いました。個人情報については非常に厳密にしないと、どんどん外に行ってしまうし、また情報量も多くなっているわけですから、外部提供の縛りに慎重にならざるを得ない現状があると思います。

○内山会長

そういう意見がある反面、個人情報保護法という国レベルの縛りがあって、民間業者も動きがとれなくなっている状況もあります。現在こういう事業に関しては、法改正をしてでも対応しようという動きが現に起こっています。緊急時が起こってみないと、やらない方がいいということになるし、緊急時が起きて救済できなかつた場合は、なぜあの時ということになるので、難しいところではあると思います。ただ情報のハンドリングといいますか、公務員以外に渡す場合は、慎重な上に慎重であってもいいとは誰しもが思うところではありますし、おそらく文京区もそう考えてはいるのをどうから、慎重にやるとは思いますけれども。

○中山委員

事業自身は必要なものだと考えています。今回情報提供をいただいた訳ですけれども、これから議論の流れによつては、外部提供であるということで、審議会に提出される可能性もあるということですか。また、これがもし本当に必要であるということであれば、外部提供であるということを認識した上で、認められる事業なのですか。

○内山会長

条例は、全ての外部提供が禁止されるという条文になつていなようです。文京区は文京区の条例を作っていますので、それに従つて適切な処理がされているかどうかの問題です。もしそれ以上のことになると、議会に条例を変えるようにとの要求になると思います。

○筒井委員

民生委員は、阪神大震災から高齢者は災害弱者ということで、自分たちで地区班というものを作りまして災害時にはどうやって対応した方がいいかということで、いろいろ検討してきました。やはり消防等から個人情報の提供等の希望があつたりして、提携したりしている部分もあります。今回こういう情報の地域提供ということで制度を作ったわけですが、結局手上げ式になると思います。今まで、私たちは一人 5 人くらいしか見れないという感覚でやってきました。ただ今後は、情報を町会も持つ、警察も持つ、消防も持

つ、民生委員も持つということになりますと、手上げがどれくらいの人数になるかということもありますが、責任がかなり重くなるかと思います。これから連絡会議とかなさるんでしょうか。

○齋藤広報課長

まだ細かくは聞いておりませんが、実施に向けた詳細についてはこれから詰めることになると思います。

○内山会長

区民防災組織というものが新たにできるのですか。それとも既にあるのですか。

○齋藤広報課長

既に区民防災組織はあります。ただ区民防災組織もどこまで情報を持てるか、情報を持たなかつた場合は何もできない、という問題があります。情報の取扱には十分注意した上で、これをどうやって運営していくかどうかについては、これから協議していく必要があると思います。

○中山委員

民生委員の方等については、守秘義務があるので問題は無いかもしれません、町会等については、気をつけないと情報がどんどん流れていく可能性があります。例えば情報を受ける団体等には情報の管理を徹底させる等の歯止めを考えておかないといけないと思います。

○内山会長

寝たきり状態とか一人暮らしとかの情報が泥棒等に分かったら怖いということですね。だからそういうところに情報が行かないように考えておかなければいけませんね。

○齋藤広報課長

以前に他の自治体で、母子家庭という情報が漏れて犯罪が起ったことがありました。今回頂いたご意見は、制度の実施に向けて反映させてていきたいと思います。

それでは続きまして、資料 15 号ですが、後期高齢者医療広域連合の設立にともなう、個人情報の取扱についてご報告をさせて頂きたいと思います。

これは平成 20 年度から、区と広域連合とで、75 歳以上の後期高齢者を対象とした保険制度を運営致します。広域連合が資格の管理、保険給付等を行い、区が保険料の徴収及び窓口事務等を行います。個人情報保護条例上の留意点としましては、区のシステムとの結合は行わないため、外部結合には当たらないということで挙げさせて頂きます。データの授受についてですが、区が一旦磁気媒体に落としたものを、広域連合が区に移設した窓口端末から広域連合にデータ送信を行うという方法をとります。したがって区の府内 LAN 等に回線で結合することはしません。以上が広域連合における個人情報の取扱ということになります。

○内山会長

同じような趣旨のことが、16 号にもありますので、そのご説明も伺ったあと、意見をお

聞きしたいと思います。

○齋藤広報課長

分かりました。続きまして 16 号ですが、これは障害者福祉サービスにかかる給付の支払いの国保連合会への業務委託ということあります。これも個人情報保護条例上の留意点として、15 号と同じように、外部結合に当たらないということで、挙げさせて頂きます。

○内山会長

広域連合電算処理システムは、文京区内に設置されるのですか。

○事務局

そうです。

○内山会長

この電算処理システムは文京区のものではないということですか。

○事務局

そうです。広域連合が各市区町村の窓口に端末を設置するということです。

○内山会長

ようするに、区のシステムと広域連合の端末の間には、メディアが入り、この間は回線結合はしない。そして広域連合のコンピューターシステムが区に設置されているけれども、これは区のシステムではないので、外部結合には当たらない。そういう説明ですね。

○事務局

はい。

○中山委員

文京区のコントロールというのはどこまで及ぶのですか。

○内山会長

コントロールというのはどういう意味ですか。

○中山委員

文京区の管理下にあるという意味です。

○事務局

ディスクを端末に入れるとここまでです。

○中山委員

ということは磁気ディスクのところまでが、文京区の管理下にあるということですね。

○事務局

そういうことです。

○内山会長

ただ、この端末を利用して、保険料の徴収等を行うとなると、文京区の管理下には無いとは言えないと思います。文京区の職員が保険料の収納や徴収をする訳ですね。

○齋藤広報課長

そういう意味でいくと、区のシステムはコントロール下にあります。

○内山会長

コントロール下にあるなら、コントロール下にあると説明しておかないと、文京区民は不安に思うかもしれませんね。

○中山委員

計算機システムという観点から見ると、光接続装置から先については、文京区の管理下にはないのであろうと思うのですけれども。

○齋藤広報課長

そのように理解していただいてよろしいかなと思います。

○中山委員

区のコントロールにあるからこそ、区民も安心できるのではないかと思います。

○内山会長

そうでもないですね。文京区の条例は外部に提供することは制限していませんから。目的外で外部に提供することは問題ですけれども、この場合には目的の範囲内に入っているので、外部提供には当たらないですよね。

○中山委員

外部結合に当たるかどうかという問題ですか。

○内山会長

そうです。だから私は、外部結合にも当たらないと理解しました。

○齋藤広報課長

個人情報の外部提供には当たらないということは、資料記載のとおりです。またシステムが結合していたら、外部結合の問題が生じますが、これについても結合していないので、このケースは問題にならないということを、説明申し上げた訳です。

○中山委員

少し気になったのは、装置間は磁気ディスクに当たるもので情報のやり取りがされるので、直接的にはつながっていませんが、そこから先もある程度文京区の管理下にあるわけです。たしかに外部結合には当たらないのかもしれません、外部のものがずいぶん文京区の中にまで入ってきていたのだなと思いました。

○内山会長

そうです。ですが、これについては問題としないのが、文京区の条例な訳ですよね。

この光媒体で広域連合に渡されるのは、所得・病歴等の様々な情報が外に渡されるわけで、住基ネットで渡される情報とは比べ物にならない位に濃密なデータが処理されることになります。ただ広域連合は地方自治体で構成されている団体ですし、文京区もその一構成員な訳ですから、そういう意味では安心できると思います。

○中山委員

都内の自治体が全部入るわけですか。

○内山会長

そうです。区だけでなく、市町村も入ります。

○齋藤広報課長

それでは続きまして、17号でございます。17号は国保連合会の特定検診等の事業における、個人情報の取扱です。システム的には、区に設置された国保連合会の端末を利用して回線接続を区側からのみ行うということです。先ほどと同じようなシステムであり、外部提供・外部結合には当たらないと考えています。

○内山会長

相手先が広域連合から国保連合に変わっただけで、基本的なシステムは同じですね。これは20年度実施ということですが、今年度は準備ということになるのですか。

○齋藤広報課長

そういうことです。

それでは、最後に追加資料であります。存否応答拒否の件と3月に外部提供した分を追加しました。指定管理者制度の導入にともないまして、その件につきましても、資料で報告させていただきました。以上でございます。

○内山会長

指定管理者に区が持っている必要な情報を渡すことになるのでしょうかけれども、これも外部提供には当たらないということになるのですね。

○事務局

業務の目的の範囲内となっています。

○池本委員

昨年度もここでも話し合われた、首都大学に対する外部提供の、調査というものは終了しているのですか。それとも継続中なのですか。

○事務局

結果はでてきたようです。在宅と通所者との効果を比較する研究だったと思いますが、研究についての経過報告は受けています。

○池本委員

調査の内容というより、あの時はずいぶん審議されて、提供したデータがきちんと処理されていることの報告を区が受けるということが、確認されたと思います。それがされたということを報告していただきたいと思います。

○事務局

最終的に学会に報告するまでは、データはまだ処理をされていないと思います。

○池本委員

期限というものはいつまでと区切っていないで提供し、最終的に終わった時点で、教授もしくは大学の学長から報告を受けるとか、そういうような内容が話された気がします。

○内山会長

大学の機関の長から確約書を頂いているんですよね。

○事務局

はい

○内山会長

去年の 6 月に渡したものについて研究がそれほど簡単に終わるとは思えませんから過年度にはなると思いますね。ただ渡したデータは適切に処理されるということで約定の中に
は入っていましたよね。

○昆委員

たしか期限の定めは無かったと思います。ただ終わった時点で、データを適切に処理し
たという報告が来るんですよね。

○池本委員

わかりました。

○中山委員

たしか、機関として、それを保証するという議論したような記憶があります。

○斎藤広報課長

それが今どんな状況にあるかということは、審議会があるなら、うちの方で掴んでいて、
口頭でも報告できるような形にしておかなければ、まずいのかなと思います。

○池本委員

まだ継続中ということが分かれば、それはそれで結構です。

○内山会長

情報を渡しっぱなしにしないで、終わったときにはちゃんと処理したということを確
認するように、所管課の方に、もう一度口頭で結構ですので、お伝え頂けますでしょうか。

○斎藤広報課長

わかりました。

○中山委員

存否応答拒否についての報告が 1 件あるのですが、この件は多分、情報公開請求であつ
たがために、存否応答拒否になったと思います。これが個人情報の開示という形で同じよ
うな請求があった場合にはどのようになるのでしょうか。

○事務局

これについては、「手続きが違っています」ということは連絡しています。ただ「個人情
報開示請求については別に出すので、情報公開は情報公開で手続きを進めて下さい。」とい
う、ご本人の意向がありまして、それで、存否応答拒否の回答をしたという次第です。

○中山委員

ということは、単に存否応答拒否で終わるということではなく、受理をする段階で別の
手続きをするべきではないかという教示はあったのですね。

○事務局

はい

○内山会長

それでは、その他の報告というのは、以上ということでおよろしいですか。

○斎藤広報課長

よろしゅうござります。

○中山委員

細かいところで、1点お聞きしてよろしいですか。

○内山会長

はい

○中山委員

資料12のところの不服申し立てのところで、39番の事件番号で同時異議申し立てありとあるのですが たしか文京区は 非常に手厚い救済制度があって、救済申し立てと不服申し立てを同時にできるということになっておりまして。これは同じ方が救済申し立てと不服申し立てを同時にやったということでおよろしいですか。

○事務局

先程もおっしゃられたとおり、文京区には、異議申し立て制度と救済申し立て制度があります。これは全国の自治体の中でも文京区だけかと思います。通常は両方申し立てをされるのが多いですけれど、今回この処理状況表に掲載しましたのは、39番だけが、救済申し立てと異議申し立てもされたということです。同じ方です。

○中山委員

別々の人が同じものを請求されまして、片方が救済請求、片方が異議申し立てというわけではないということですね。あともう一件、これはお答えできればいいのですが、取り消し訴訟で、多分こういう事件が起こるときというのは、文京区だけでなく他の自治体についても事件が起こると思うのですけれども、この事件で他の自治体もやっぱり被告になっているのでしょうか。

○事務局

全国の自治体に同じような請求をされておりまして、いくつかの自治体で同じような訴訟が起きています。

○中山委員

争いごとの当事者になっている訳ですから、区としてはある程度の情報収集は必要ではないのかなと思います。

○事務局

この件については、大量請求ということで新聞にも報道されています。

○中山委員

わかりました。

○池本委員

一つよろしいでしょうか。私のところに前区長から年賀状が届いて、それは区長の個人名とご住所も区役所と両方書いてあって「これはどうして私のところに来るのかな」と言うことで、秘書課に問い合わせたことがあります。秘書課からの回答は、「それは区役所は一切関係がない」という回答でした。そこで選管に問い合わせをしましたら、事務局の方が、「これは問題であるから、区長に伝える。」とおっしゃってくれました。その後2～3日経つてから、結果の問い合わせをしたところ、事務局の次長が、私の氏名や住所までも伝えていたことを知りました。私は、1区民からの苦情を区長に伝える際に、その区民の住所や氏名までも伝えるという、この対応には問題があると思っています。

また、新年会等の名簿について、これは総務部で管理しているということで、情報の流用がないかお尋ねしたことがあります。そうしたら、「池本さんは部長の家の近くだし、それから色々ご活躍なさっていることを調べました。」という言い方をなさるんですね。たしかにインターネットで検索すれば、私の名前が出てくることは知っているんですけども、総務部長がそういう情報まで収集するということ自体に、私は疑問を感じます。

文京区は情報公開・個人情報保護が進んでいている自治体であることを自負しております。新区長に変わりまして、職員の方にはより一層、個人情報保護についての意識をしっかりと持ってもらいたいという思いがあります。

○内山会長

区の対応とすると、これは区長個人の問題という回答をしているんですね。

○池本委員

そういうことになりますね。

○内山会長

そうすると、区長は政治家ですので、政治活動をするにあたって個人の情報をどこまで収集するかということは、区長個人の問題だと思えますけれども。文京区が組織として、区長個人に情報を提供したという事実はあるのですか。

○池本委員

それは明らかではないです。

○内山会長

ただ文京区の回答としては、それは否定しているのですよね。

○池本委員

「適切に行っている」ということで、それ以上の回答はなかったですね。私としては、私の住所・氏名をどこからあつめているということを、非常に疑問に思っております。私は、鍼灸師業界の役員をやっておりますが、他の役員の方には誰にも来ていないとのことです。となるとやはり審議会関係の資料からお知りになったのではないかと疑問を持っています。

○内山会長

審議会は、各委員の個人的な疑問を解決する場ではないので、組織としてそのような個人の利用に供するような情報の収集がないということですと、「そのとおり今後は行ってく

ださい。」ということ以外は言えないと思います。区長個人が政治活動として、どのような情報の収集を行ったかということは、審議会で意見を集約する必要はないかもしれません。

○池本委員

事例として、一応このようなことがあったということで、お話しておきたいと思って、お話をさせていただきました。

○内山会長

もう一点ですが、我々は、文京区の特別職の公務員です。公務員である以上、職務についてのプライバシーは、保護の対象にならないというのが、確定した判例です。たとえば池本委員のここでの発言は、プライバシーの対象にはなりませんので、どのように伝達されても保護の対象にはなりません。ただ各委員個人の属性たる、住所・電話番号等については、どのように処理されているのか、また職員についてはどのように処理されているのか、もし今分かるようでしたら、お話いただければと思います。

○齋藤広報課長

職員の名簿については、過去には互助会という組織の中で発行していた経緯がありましたが、現在は個人情報との関係で発行しておりません。ただ管理職につきましては、一定程度、仕事柄、問い合わせ等がありますので、業務上公開している部分もあります。また区に対する苦情等に関しては、氏名等の記載も含めて全てそのまま、区長等に上げています。また審議会の委員については、名前等は出していますが、他の情報は公開しておりません。今問題になった年賀会の招待は慣例事項ということで、もう何十年とやっております。総務課から、また今年も審議会委員等の方々を含め、年賀会にお呼びしたい方々について、ご案内したいので、変更があった場合は教えてほしいと言われます。その部分に関しては、総務課に教えます。また総務課も、年賀会の招待以外には一切出していないという取扱になっています。

○内山会長

行政体によっては、関係団体名簿というものを作成して、氏名住所等を記載して配布しているところもありますが、文京区はそういうことはやっていないですね。

○齋藤広報課長

それはやっていません。行政情報センターの供覧資料や、文京手帳に町会長等の住所・氏名は記載されていますが、これは本人からの同意を得たものです。

○内山会長

わかりました。全ての自治体がこういう扱いとは限らないみたいです。特別職等についても公務員ということで、その現職等についてまでリストを作つて公表しているところもあります。ただ文京区がそのような基本的な姿勢のもとで処理されるということで、今後もこのようの処理されるのがよろしいかと思います。

○齋藤広報課長

年賀会への招待については、儀礼的なものでありますし、外部に漏れるようなものでもないので、目的外利用には当たらないと判断しております。

○内山会長

そのような判断でよろしいかと思います。ただ池本委員がおっしゃられたのは、年賀会の招待とは別物なわけですよね。

○池本委員

全然違うものです。

○斎藤広報課長

前区長が政治家として、どのような活動をされているかは、我々行政は関知していないので、分からないです。

○内山会長

まあ、そういうお話があったということで、今のところは厳密に取り扱って頂きたいということでお願いするにとどめたいと思います。

○中山委員

特別職の公務員であるということで、氏名・発言内容・(場合によっては)職種等については、プライバシー性は無いと思っています。ただ池本委員が心配されているような、住所や電話番号等の情報は、公務員としての職務に関する情報ではないですので、そのあたりの管理はしっかりと頂ければと思います。

○斎藤広報課長

ただ審議会のメンバーが変わった場合等には、年賀会にお呼びしたいときは、その都度確認した方がよろしいかどうか。

○内山会長

そこまで確認する必要もないかと思います。職務上使う部分についてきりがありません。断らないと使えないとなると、必要な情報が必要なときに使えないということになってしまいます。

○池本委員

私もそういう趣旨で発言していたわけではありませんので。

○内山会長

わかりました。今日は定例的な報告案件ということで、会の意見をまとめるようなことはございませんでした。あとは事務連絡をしていただくということですね。

○斎藤広報課長

事務連絡については、2点ございます。まず現在の委員の皆様につきましては、任期が6月30日で満了ということになります。団体推薦の委員に関しましては、これから推薦依頼をさせていただきたいと思います。あと公募委員につきましては、区報等にて募集をさせていただきたいと思います。再任も可能です。また新たなメンバーになりましたら、7月に審議会を開催したいと思います。

○内山会長

再任される委員については、また新たにお願いすることなりまして、この構成については、これが最後ということですね。最後になりますが、任期中適切なご意見をいただいて審議会が滞りなく運営することができまして、どうもありがとうございました。今後またお会いするございましたら、そのときはよろしくお願ひします。では今日の会議はこれで終了させていただきたいと思います。